

# 放課後等デイサービスの利用について

## 1. 放課後等デイサービスとは

- ・心身に障がいがあるなど、療育の必要性が認められる就学児童（小学1年～高校3年）を対象とした児童福祉法に基づく障がい福祉サービスです。
- ・授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力向上のための必要な支援や社会との交流促進などの支援を行います。
- ・サービスの利用には、住民票のある市区町村で発行される「通所受給者証」が必要です。



## 2. 対象となる児童

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている児童
- ・特別児童扶養手当を受給している児童
- ・特別支援学校または特別支援学級に在籍している児童
- ・医師により療育が必要と認められた児童（診断書または意見書が必要です）

### 【診断書・意見書について】

- ・診断書・意見書は、医療機関で定める任意の様式で構いません（特に定めがない場合は、町の様式を使用してください）。診断書・意見書には療育が必要な旨の記載が必要です。
- ・診断書・意見書作成にかかる費用は申請者負担です。
- ・原則として、作成年月日から3カ月以内の診断書・意見書を提出してください。
- ・必要に応じて、診断書・意見書の内容について町から医療機関に照会する場合があります。

## 3. 利用者負担額

- ・原則として利用者はサービス費用の1割を負担します（世帯の所得※<sup>1</sup>に応じて、国が定める負担上限月額が設定されます）。なお、きょうだいで利用する場合※<sup>2</sup>も設定された負担上限月額以上に負担は生じません。
- ・別途おやつ代等の実費負担額がかかる場合があります。

| 世帯の収入状況                  | 負担上限月額  |
|--------------------------|---------|
| 生活保護受給世帯                 | 0円      |
| 市区町村民税非課税世帯              | 0円      |
| 市区町村民税課税世帯（所得割額 28 万円未満） | 4,600円  |
| 市区町村民税課税世帯（所得割額 28 万円以上） | 37,200円 |

- ※1
- ・世帯は、原則として住民基本台帳の世帯です。同一世帯員には、サービスを利用する児童の保護者が単身赴任等で別世帯である場合も含まれます。
  - ・市区町村民税所得割額は、支給期間の初月が①4～6月の場合：前年度（前々年中所得）、②7～翌年3月の場合：当該年度（前年中所得）のものを確認します。住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除については、控除される前の額を用います。なお、島外から転入された課税状況が確認できない方は、前居住地等の市区町村役所・役場から課税証明書を取得し、提出ください。
  - ・生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書を提出ください。

例1）令和7年4～6月に支給開始の場合：令和6年度（令和5年中所得）の課税状況

→ 令和6年1月1日時点の居住地

例2）令和7年7～令和8年3月に支給開始の場合：令和7年度（令和6年中所得）の課税状況

→ 令和7年1月1日時点の居住地

- ※2 負担上限月額0円の場合を除き、事業所に上限管理を依頼する必要があります。

## 4. 利用の流れ

- ★放課後等デイサービスは、お子さんの成長を支えることを目的としています。  
お子さんの年齢・体力、生活リズムに合わせた利用としてください。
- ★学習塾や習い事、預かり事業とは異なりますので、利用日数は、お子さんの支援に必要な分だけを国が定める事務処理要領に基づいて支給決定します。



### ①相談・見学

- ・住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。八丈町に住民票のある方は、町窓口（福祉健康課障がい福祉係：町役場1階9番窓口）にご相談ください。
- ・利用したい事業所<sup>※3</sup>に直接連絡し、支援の内容や利用日の確認、見学などを行ってください。

※3 八丈町内の事業所は1ヶ所です。

【放課後クラブいっぽ（令和7年4月1日開設・八丈町三根1021-3・電話080-1225-3044）】

### ②必要書類の提出

- ・町窓口申請に来られる方、申請者の本人確認書類（運転免許証など）を持参のうえ、「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」と「障害児支援利用計画案<sup>※4</sup>」または「セルフプラン」を提出してください。障害者手帳など「療育が必要であることが客観的に確認できる書類<sup>※5</sup>」を併せて提出してください。

※4 計画案は障害児相談支援事業所に直接依頼して作成してもらいますが、八丈町内には事業所がありません。必要に応じて保護者にセルフプラン（町の様式）を作成していただきます。

※5 障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当の受給がわかる書類（写し）、特別支援学校または特別支援学級の在籍証明書（任意の様式）、診断書・意見書（任意の様式）など。

### ③調査

- ・国が定める事務処理要領に基づき、町の担当職員がお子さんの心身の状況や家庭環境などの勘案事項、利用に関する意向等について面接等により調査<sup>※6</sup>を行います。お子さんの同席は不要です。

※6 現況調査票、障がい児の調査票、就学児サポート調査票を町窓口提出してください。

### ④支給決定・受給者証の交付

- ・国が定める事務処理要領に基づき、申請書等や調査内容、「障害児支援利用計画案」（又は「セルフプラン」）の内容を確認した上で、支給の要否及び必要な利用日数（最大各月の日数から8日を控除した日数）、支給決定期間（最長約1年間）などを決定します。支給要と決定した場合には、「通所受給者証」をお渡しします。

### ⑤事業所との契約・サービス利用

- ・「通所受給者証」を持参して、事業所と契約等の手続きをしてください。必ず、契約書及び重要事項説明書の説明を受けてください。
- ・原則、事業所と契約した曜日・日数以上の利用はできません。

## 5. その他

- ・更新手続き（年1回）：支給期間以降も利用を継続する場合は、前月中に更新手続きが必要です。
- ・支給量変更手続き（必要時）：月の利用日数を変更する場合は事業所と確認のうえ、前月中に手続きをしてください。
- ・住所変更手続き（必要時）：受給者証の記載内容の変更が必要です。転出の場合は受給者証の返却のみ（サービスを利用する場合は、転出先の市区町村で手続きが必要です）。

お問い合わせ 八丈町福祉健康課 障がい福祉係（平日 8:30～17:15）  
電話04996-2-5570 FAX04996-2-7923